

●香川県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年9月5日から同月26日まで一般の縦覧に供する。

平成20年9月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 丸亀琴平観音寺自転車道線（270号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
丸亀市川西町南字香川方甲1189番 10地先から 丸亀市垂水町字中村906番4地先 まで	前	3.0～10.3	2,083	土器川垂水低水 護岸工事に伴う 自転車道の新設
	後	3.0～10.3	2,083	
		3.2～3.2	1,589	

- 4 供用開始の期日 平成20年9月5日